

令和6年度 特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下「認定保護者」という。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、法第30条の3において準用する法第14号第1項に基づいて調査・指導等を行い、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、また、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図ることにより、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

2 対象施設・事業

以下の特定子ども・子育て支援施設等を対象とする。

- ① 認可外保育施設（企業主導型保育事業は対象外）
- ② 新制度未移行幼稚園
- ③ 一時預かり事業（幼稚園型）〔通称「預かり保育事業」を指す。〕
※幼稚園、特支の幼稚部、認定こども園が実施するもの
- ④ 一時預かり事業（一般型） ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- ⑤ 病児保育事業 ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3 指導形態

(1) 集団指導

各種運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定子ども・子育て支援施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。実施頻度については、年1回以上とする。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。

実地指導は、すべての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、原則として3年に1回実施するため、特定子ども・子育て支援施設等の種類、運営主体及び過去の指導

内容等を考慮し、対象を選定する。

なお、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、都道府県及び他担当機関と連携し、可能な限り合同で指導を実施する。

(3) 書面指導

特定子ども・子育て支援提供者から必要な書類の提出を受け、それに基づいて運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して確認する方法により行う。

書面指導は、実地指導の代替、又はそれらに追加するものとして必要に応じて実施する。

4 実地指導の確認項目

(1) 教育・保育その他の特定子ども・子育て支援の提供の記録（運営基準第54条関係）

施設等利用費を請求する上で、提出義務となっている、特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、「提供証明書」という。）の根拠となる、特定子ども・子育て支援の提供の記録として『特定子ども・子育て支援の提供日（以下、「提供日」という。）』、『提供日ごとの時間帯（以下、「提供時間帯」という。）』、『特定子ども・子育て支援の具体的な内容（以下、「具体的な内容」という。）』の記録がされているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕 保育日誌、業務日誌、登降園記録、保育手帳等

(2) 利用料及び特定費用の額の受領（運営基準第55条関係）

認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか、特定費用受領の際は、金銭の用途等を書面により明確にし、保護者に説明を行い、同意を得ているかを確認し、さらには、利用料と特定費用がそれぞれの用途に応じた徴収となっているかを確認する。

※特定費用：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16各号に規定する費用

〔確認する資料(例)〕 利用申込(契約)書、入園のしおり、出納管理簿等

(3) 領収証及び提供証明書の交付（運営基準第56条関係）

支払いを受けた場合の領収書を交付しているか、提供証明書を交付しているかを確認する。また、領収証は特定費用と利用料が区別されて記載されているか、支援提供証明書には、『提供日』、『提供時間帯』、『具体的な内容』、『利用額』が漏れなく記載されているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕 入園のしおり、利用申込(契約)書、領収証控え、提供証明書控え等

(4) 法定代理受領の場合の読替え（運営基準第57条関係）

※法定代理受領を実施している施設が対象

法定代理受領により、市町村から施設等利用費を受ける場合、当該市町村及び当該認定保護者に提供証明書を交付しているか、また、当該認定保護者に施設等利用費の金額を通知しているかを確認する。さらには、市町村からの施設等利用費以外に、追加

で当該認定保護者から保育料を徴収している場合、領収証を交付しているかも確認する。

〔確認する資料(例)〕市町村及び認定保護者への提供証明書の写し、認定保護者への施設等利用費の額の通知の控え、追加徴収分の領収証写し等

(5) 認定保護者に関する市町村への通知（運営基準第58条関係）

認定保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けた、又は受けようとしたとき、その事実を知り得た際に、市町村へ通知しているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕市町村への通知控え等

(6) 子どもを平等に取り扱う原則（運営基準第59条関係）

子どもの国籍、社会的身分等、又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないかを確認し、当該取扱いをしないような措置を講じているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕運営規程、研修会議事録等

(7) 秘密保持等（運営基準第60条関係）

職員（退職した職員も含む）が秘密を漏らさないための措置を講じているか、進級等の際に、子どもに関する個人情報の提供に係る同意をあらかじめ書面で保護者から得ているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕就業規則、個人情報に関する誓約書、保護者の同意書、研修会議事録等

(8) 記録の整備（運営基準第61条関係）

「特定子ども・子育て支援提供の記録」や「保護者に関する市町村への通知に係る記録」、「法定代理受領の会計に関する記録」を5年間保存しているか、また、職員や設備、会計に関する諸記録を整備しているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕支援提供の記録、関係市町村への通知に関する記録、労働条件通知書、労働者名簿、賃金台帳、資格証写し、出勤簿、給与規程、社会保険への加入を証する書類、行政届出関係書類、安全計画等

(9) 職員数等の充足状況の確認

他の施設等と兼務している場合、当該他の施設等の名称・所在地及び、当該他の施設等での勤務実態も把握する。

5 監査形態

特定子ども・子育て支援施設等において、次の項目に該当する場合には、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を実施する。

実地指導中に次の項目への該当が確認された場合には、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

- ア 特定子ども・子育て支援施設等について、著しい運営基準への違反が確認されたとき。
- イ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われるとき。
- ウ 特定子ども・子育て支援施設等及び認定保護者の施設等利用費の請求に著しい不正が疑われるとき。
- エ ウに掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項第1号から第3号、又は第58条の10第1項各号（第2号は除く。）のいずれかに該当することが疑われるとき。

6. 令和6年度指導監査実施状況について

(1) 集団指導実施計画

日程：令和6年5月30日(木) 14:00～16:00（借用時間 13:00～17:00）

5月31日(金) 14:00～16:00 ※予備日として

会場：北中城村立中央公民館2階 会議室

対象：令和5年7月1日～令和6年4月1日で開園または開業した施設・事業者

【対象施設・事業者数】 合計：17件（施設・事業者）

沖縄市：5件，宜野湾市：7件，うるま市：1件，北中城村：1件

西原町：1件，嘉手納町：2件

備考：①1ヶ月前に郵送にて、集団指導開催の案内を行う。

②集団指導に参加できない場合は、各自で、HPにて集団指導の資料を確認してもらう。⇒巡回指導等を行わない。

③日本語対応不可のインターナショナルスクール（沖縄市に1件あり）については、前年度同様、集団指導の資料を送付することで対応。

④駐車場の都合で、当組合での実施は避けた。

⑤5月31日(金)も実施する場合には、当組合の会議室にて実施する。

⑥対象施設の過半数が5月30日(木)に参加できない場合に限り、31日(金)も実施。

(2) 実地指導実施数 (予定)

	認可外保育		新制度未移行幼稚園		預かり保育(幼稚園)		預かり保育(認可園)		一時預かり事業		病児保育事業		子育て援助(ファミサポ)		合計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖縄市	29	10	2	2	18	2	7	3	6	4	4	1	1	0	67	22
宜野湾市	24	9	1	1	12	3	22	5	4	1	3	1	1	0	67	20
うるま市	21	8	2	1	3	1	3	0	4	2	2	1	1	0	36	13
北谷町	17	6	0	0	4	0	1	1	2	0	2	1	1	1	27	9
北中城村	8	4	0	0	1	0	4	2	1	0	3	0	0	0	17	6
中城村	8	2	0	0	0	0	9	3	2	1	3	1	0	0	22	7
西原町	6	3	0	0	2	0	3	1	0	0	1	0	0	0	12	4
嘉手納町	1	0	0	0	2	0	1	1	2	0	2	1	0	0	8	2
計	114	42	5	4	42	6	50	16	21	8	20	6	4	1	256	83

※負担金割合と、各市町村の施設・事業所の設置割合を加味して振り分け。

※関係市町村とのヒアリング時に担当者より聞き取った気になる施設・事業所を優先。

※指導監督基準緩和措置が9月末までだが、今年度に限り、緩和措置後も指導監督基準達成の有無に関わらず、計画している認可外保育施設(インターナショナルスクール含む)全てに指導監査を行う。